

議 長 日程第3「議案第53号松田町水道事業等に関する設置条例の一部を改正する等の条例（産業厚生常任委員会報告）」を議題とします。

本案については産業厚生常任委員会の審査報告を求めます。委員長、古谷星エ人君。

産業厚生常任委員長 それでは報告いたします。

令和5年12月8日、松田町議会議長 平野由里子殿。産業厚生常任委員会委員長 古谷星エ人。

産業厚生常任委員会報告書。本委員会は12月8日に委員6名全員出席のもと、役場4階大会議室において委員会を開催し、令和5年第4回議会定例会において付託された議案第53号松田町水道事業等に関する設置条例の一部を改正する等の条例を慎重に審査しましたので、次のとおり報告をします。

記、1、審査の結果。採決の結果、賛成全員で別紙のとおり原案の一部を修正可決すべきものと決定しました。

2、審査の内容。環境上下水道課長及び担当職員出席のもと、松田町水道事業等に関する設置条例の一部を改正する等の条例について詳細な説明を受け、質疑を行い審査をしました。

審査の結果、打切り決算という会計処理を行うには、期日を指定する必要があるため、一部修正を行いました。それ以外については、平成31年1月26日付総務大臣からの通知により、寄簡易水道事業特別会計及び下水道事業特別会計を法適化するものであるため、適切であると判断しました。なお、次の項目について申入れをします。

1、松田町水道事業運営審議会及び松田町生活排水処理施設運営審議会の答申を尊重し、健全な事業運営を図られたい。

2、法適化された公営企業会計は、令和6年4月1日から開始となるため、移行に当たっては適正かつ円滑に進められたい。

1枚おめくりください。別紙です。議案第53号松田町水道事業等に関する設置条例の一部を改正する等の条例に対する修正案。議案第53号松田町水道事業等に関する設置条例の一部を改正する等の条例の一部を次のように修正する。

附則第1項中、公布の日を令和6年4月1日に改める。

以上です。

議 長 産業厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。それでは質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声です。質疑はございませんか。質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

省略とのお声です。討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し採決を行います。議案第53号松田町水道事業等に関する設置条例の一部を改正する等の条例に対する委員長の報告は修正です。まず委員会の修正案について採決をします。委員会の修正案に賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決します。修正部分を除く部分を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって修正部分を除く部分は原案のとおり可決いたしました。